

---

# 院内感染対策指針

---

有隣病院(以下「病院」という。)は、東京有隣会の理念に基づき、患者の皆様および病院従業員(以下「病院職員」という。)に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本の方針を以下のとおり定める。

## 1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策の設定が広範囲に求められており、社会的要請に応える体制が必要である。これは院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため院内感染防止対策を全病院職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を策定する。

## 2 院内感染情報委員会の設置

- (1) 院内感染情報委員会は病院全体の問題点を把握し、改善策の検討を行うなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の委員会を設置する。
- (2) 感染対策情報委員会の業務、組織および運営等については、「有隣病院感染情報委員会内規」に定める。
- (3) この感染情報委員会は感染状況に応じ開催する

## 3 院内感染対策委員会および感染対策看護委員会の設置

- (1) 院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。
  - ① 院内感染対策運営委員会(以下「運営委員会」という。)
  - ② 感染対策看護委員会(以下「看護委員会」という。)
- (2) 前項に規定する運営委員会および専門委員会の組織および運営等については、「有隣病院感染対策室内規」で定める。

## 4 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。

(2)職員研修として、全病院職員を対象に年3回講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(3)研修の開催結果は、記録を保存する。

## 5 院内感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染情報委員会で集約し運営委員会および看護委員会を通じて全病院職員に速やかに周知する。

## 6 院内感染発生時の対応

(1)院内感染発生時は、院内感染の発生した部署(以下「発生部署」という。)の病院職員が直ちに感染対策情報委員会に連絡し、委員会はその状況および患者への対応等を運営委員会および看護委員会に報告する。

(2)発生部署の病院職員および情報管理委員会は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。

(3)院内感染に対する改善策の実施結果は、情報管理委員会により運営委員会および看護委員会を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

## 7 患者への情報提供と説明

(1)感染情報は、患者または家族に主治医により申し伝える。

(2)疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技(手洗い、マスク使用等)についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

## 8 病院における院内感染対策の推進

(1)病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

(2)院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別紙「院内感染防止マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を遵守する。

(3)マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

以上